認知症高齢者グループホーム悠悠

□指定認知症対応型共同生活介護
□指定介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

（令和７年４月１日現在）

１．施設の概要

（１） 施設の名称等

設 置 主 体……社会福祉法人　凌雲堂
施　設　名……認知症高齢者グループホーム悠悠
開設年月日……平成１４年６月１日
所　在　地……宮崎市大字跡江 2366 番地
電 話 番 号……0985-48-3261・ファックス番号 0985-48-3262
施　設　長……富岡　賢二
介護保険指定番号……（４５７０１０１６６９）

（２） 施設の規模

敷地面積		1.226.91 ㎡	
建　　物	構造 延床面積	鉄筋コンクリート平屋建 393.36 ㎡	
利用定員	入所定員	９名	

（３） 主な施設の内容

室　名	室数	備　　考
食　堂	１室	利用者の食事･コミュニケーションを楽しむ場として利用
機能訓練室	１室	利用者の心身機能低下の予防を図るため設置してあります。
浴　室	１室	一般浴槽完備
洗濯場	１箇所	各自で、出来るように洗濯機が設置してあります。

（４） 当施設の目的、理念及び運営方針

（目的）

当施設は、要介護者であってかつ認知症状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の中で入浴・排泄・食事・その他の日常生活の援助及び、機能訓練を行うことにより、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むように支援することを目的とした施設です。さらに家庭へ復帰する場合には、居宅介護支援事業所への連絡など退所時の支援も行います。この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

（理念）

・　笑顔のたえない明るい生活を支援する。

・　利用者、職員がお互いに助け合い、励まし合う。

（運営方針）

当施設は､利用者を尊重し､快適な生活を実現する為､最大限努力することをここに約します。

・ 利用者に敬意を払い、真心の籠った対応を心がけます。

・ 高度で確実な介護のため、介護技術の研鑽に努めます。

・ 利用者が何を望んでいるか常に考え、その実現に努力致します。

・ 心身の状況などに応じて、入浴･排泄･食事の介助その他の生活全般について援助を行います。

・ サービスの実施については、関係市町村、地域の保健･医療･福祉機関と密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

・ 施設は､入所者の人権の擁護､虐待の防止等のため､必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

・ 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

２．居室の概要

当施設では全室個室の居室をご用意しています。

居室の種類	室数
個　　室	9 室

※　居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業者でその可否を決定します。又、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議の上決定するものとします。

３．施設の職員体制

職　　種	常勤	非常勤	主な業務内容
施　設　長（兼務）	（１）		施設全体の管理統括
事　務　長（兼務）	（１）		経営管理
管　理　者（兼務）	（１）		相談業務及び事務手続
計画作成担当者（兼務）	（１）		介護サービス計画作成

介護職員 パート職員	４以上	１以上	日常生活の介護業務
計	４以上 （３）	1以上 （１）	

４．主な職種の勤務体制

職種	勤務体制	
管理者	平日（8：30～17：00）	土曜日２週間に１回 午前（8：30～12：30）又は 午後（13：00～17：00）出勤
介護職員	※標準的な時間帯における最低配置人数 早出： 7：30～16：30　１名 日勤： 8：00～17：00　１名 遅出：11：30～20：30　１名 夜勤：16：30～ 9：30　１名	
協力医	（精神科）毎月１回 （内　科）毎月２回	

※　他の診療科目については

（歯　科）随時受付往診可

※当施設は入院の必要のない要支援・要介護の対象者に入所いただいておりますので、医師は嘱託医となります。専門的な医療･看護が必要と判断された場合は、協力医療機関等にご入院いただきます。

５．当施設が提供するサービスと利用料金

利用料金が介護保険から給付される場合と必要に応じて自己負担いただく場合があります。

（１） 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

① 食事

・ 当施設では、栄養士の立てる献立を参考に厳重な衛生管理の中調理を行い、かたらいの間で食事をとっていただきます。

（食事時間）

朝食：8：00　　昼食：12：00　　夕食：18：00

② 入浴

・ 入浴に介助を要する利用者には職員が対応します。入浴は、週 3 回ご利用いただけます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場

合があります。

③　排泄

・　排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④　施設サービス計画の立案

・　利用者に関わる介護職員・介護支援専門員の協議により作成しますが、利用者とご家族の希望を十分に取り入れ、又、計画内容については同意をいただくようになります。

⑤　健康管理

・　嘱託医の協力を得ながら介護職員等が健康管理を行います。

⑥　相談･援助サービス

・　利用者とそのご家族からのご相談に応じます。在宅復帰へ向けて、住宅改修や福祉機器等のアドバイス、介護方法の指導助言を行います。お気軽に各職員までご相談ください。

⑦　その他自立への支援

・　清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるよう援助します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が、利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①　理髪サービス及びクリーニング

・　理容師の出張による理髪サービス（カット、顔剃り）をご利用いただけます。利用料金（2､000 円程度）

・　クリーニングを必要とする衣類等を出される場合は、外注となりますので、別途実費を申し受けます。

②　日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担いただきます。

オムツは、利用者の持ち込みを原則といたします。

③　家電機器等の持込にかかる費用

テレビ	50 円／1 日
電気毛布	50 円／1 日

※　その他､家電機器等の利用を希望される場合は､事務所へお申し出ください。

＜サービス利用料金＞

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費、家賃の合計金額をお支払下さい。（自己負担額は、利用者の要介護度、利用者負担割合に応じて異なります。）

（１）基本料金

要介護度	利用料金	自己負担額（１日につき）		
		１割負担	２割負担	３割負担
要支援２	7,610 円	761 円	1,522 円	2,285 円
要介護１	7,650 円	765 円	1,530 円	2,295 円
要介護２	8,010 円	801 円	1,602 円	2,403 円
要介護３	8,240 円	824 円	1,648 円	2,472 円
要介護４	8,410 円	841 円	1,682 円	2,523 円
要介護５	8,590 円	859 円	1,718 円	2,577 円

（２）加算料金

加算の名称	利用料金	自己負担額			備考
		１割負担	２割負担	３割負担	
①初回加算	300 円	30 円	60 円	90 円	１日につき
②ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅰ	220 円	22 円	44 円	66 円	１日につき
③認知症専門ｹｱ加算Ⅰ	30 円	3 円	6 円	9 円	１日につき
④栄養管理体制加算	300 円	30 円	60 円	90 円	１月につき
⑤科学的介護推進体制加算	400 円	40 円	80 円	120 円	１月につき
⑥生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000 円	200 円	400 円	600 円	１月につき
⑦口腔・栄養ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ加算	200 円	20 円	40 円	60 円	１月につき
⑧認知症ﾁｰﾑｹｱ加算Ⅱ	1200 円	120 円	240 円	360 円	１月につき
⑨医療連携体制加算Ⅰ	390 円	39 円	78 円	117 円	１日につき
⑩若年性認知症利用者受入加算	1200 円	120 円	240 円	360 円	１日につき
⑪利用者の入院期間中の加算	2460 円	264 円	492 円	738 円	１月につき ６日限度
⑫高齢者施設等感染症対策向上加算Ⅱ	50 円	5 円	10 円	15 円	１月につき
⑬協力医療機関連携加算Ⅰ	1000 円	100 円	200 円	300 円	１月につき
協力医療機関連携加算Ⅱ	400 円	40 円	80 円	120 円	１月につき

※①は、登録日から 30 日間加算されます。

※⑥、⑦は、ケアプランに位置づけされた場合に加算されます。

※⑦は６月に１回まで加算されます。

※別途、基本料金と加算料金の合計額に、令和６年６月１日より、（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算）一本化になり、18.6％相当の介護職員処遇改善加算となります。

（３）食費および家賃

食費：1,645 円（１日あたり）

家賃：1,450 円（１日あたり）（家賃 1,150 円　水道光熱費 150 円　日用品 150 円）

（４）自己負担額合計【基本料金＋加算料金（②、③）＋食費、家賃】（１日あたり）

	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
１割負担	3,681 円	3,685 円	3,721 円	3,744 円	3,761 円	3,779 円
２割負担	4,467 円	4,475 円	4,547 円	4,593 円	4,627 円	4,663 円
３割負担	5,255 円	5,265 円	5,373 円	5,442 円	5,493 円	5,547 円

※別途各種加算が加わりますので、自己負担額合計は概算になります。

６．利用料金のお支払方法

利用料金については、１ヶ月毎に計算し、毎月１２日頃までに前月分の請求書を発行しますので、その月の２２日頃までに入所申込時指定された銀行口座より引き落としさせていただきます。尚、１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。

７．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

①　協力医療機関

医療機関の名称	所在地	電話番号
潤和会記念病院	宮崎市大字小松 1119 番地	４７－５５５５
ウエダメンタルクリニック	宮崎市吉村町南田 1086 番地１	８８－１１４４
生目台カリヨンクリニック	宮崎市生目台東 4-6-1 番地	７７－７５０１

②　協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地	電話番号
小村歯科医院	宮崎市船塚２丁目 180－1	２４－５４３３

※　尚、緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

※　入所時、利用者の介護保険被保険者証（コピー可）・老人医療受給者証（コピー可）・健康保険証（コピー可）・後期高齢者医療被保険者証（コピー可）等を当施設にて預からせて頂きます。

尚、これらのものの期限が切れ、更新された場合、新しい原本もしくは、コピーを当施設までお届けください。

※　医療機関での受診は、原則としてご家族同伴でお願いいたします。

尚、急変時においては、医療機関等に受診いたします。その際の費用については、すべて自己負担となります。

８．施設を退所していただく場合

以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当する場合には、退所していただくことになります。

①　要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援１と判定された場合 ②　当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ③　利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ④　事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）利用者からの退所の申し出があった場合

以下の事項に該当する場合には、施設を退所することが出来ます。但し、退所を希望される利用者の方は、原則的に１週間前までに所定の届け出用紙に記入の上ご提出ください。

①　介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ②　利用者が入院された場合 ③　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく介護福祉施設サービスを実施しない場合 ④　事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合 ⑤　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体･財物･信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他重大な事情が認められる場合 ⑥　他の利用者が利用者の身体･財物･信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

①　利用者が、入所申込時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は嘘の告知を行い、その結果入所利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ②　利用者による、サービス利用料金の支払が１ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 ③　利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、入所利用を継続しがたい重大な事情が生じた場合 ④　利用者が連続して１ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合 ⑤　利用者が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設、介護医療院に入院した場合

９．円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は、利用者の心身の状況（看取りも含む)、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

・　適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
・　居宅介護支援事業所の紹介
・　その他保健医療サービス又は、福祉サービスの提供者の紹介

１０．残置物引取について

退所した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合、契約者に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。又、引渡しにかかる費用については、利用者又は契約者にご負担いただきます。

１１．苦情受付け

（１）　当事業所における苦情の受付け

当事業所における、苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

・苦情受付窓口（担当者）

管 理 者　井内　千草

受付時間　毎週月～金曜日（土・日・祝日を除く）8：30～17：00

電話番号　０９８５－４８－３２６１

（２）　第三者委員の配置について

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場を考慮して下記の方を第三者委員としてお願いしています。

・瀬野ちす氏：生目地区民生・児童委員協議会会長
（電話番号）　0985-47-9140

・竹下　巧氏：元悠楽園家族会会長
（電話番号）　090-4489-1319

（３）　第三者評価実施状況

第三者による評価の実施状況	1　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果開示	1　あり　　2　なし
	2　なし		

（４）　行政機関その他苦情受付機関

宮崎市役所介護保険課	（所 在 地）宮崎市橘通西１丁目１－１ （電話番号）（0985）21-1777 （受付時間）8：30～17：15
国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口	（所 在 地）宮崎市下原町 231－1 （電話番号）（0985）35－5301 （受付時間）8：30～17：00
宮崎県社会福祉協議会	（所 在 地）宮崎市原町２－22

宮崎県福祉サービス 運営適正化委員会	（電話番号）（0985）60－0822 （受付時間）8：30～17：00
宮崎市生目・小松台地区 地域包括支援センター	（所 在 地）宮崎市大字浮田 3000 番 1 （電話番号）（0985）62－3855 （受付時間）8：30～17：00

１２．施設利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守りください。

【面　　会】… 原則的には、8:30～20:30 となりますが、届出をいただく事で、それ以外の時間でも面会は可能です。尚、閉門施錠時間は、21:00 となります。

※　来訪者は必ず面会名簿に記入の上面会をお願いします。

【外　出　・　外　泊】… 外出･外泊をされる場合は、事前に申し出ていただき所定の届出用紙に記入の上、ご提出ください。

【飲　酒　・喫　煙】… 飲酒は食堂でお願いします。喫煙は原則禁止いたします。

【火　気　の　取　扱】… 原則禁止いたします。

【所持品・備品の持ち込み】… 防災・防犯上から、制限させていただくことがありますので、ご相談ください。

【金銭・貴重品の管理】… ご希望により、お預かりいたします。

【施設利用中の入院等について】… 入院費・外来一部負担金については、自己負担となります。

【宗　教　活　動】… 布教活動など、それに類する活動（政治活動･販売活動等）は禁止いたします。

【ペットの持ち込み】… 感染症予防のため禁止いたします。

【消　灯　時　間】… 午後９時となっておりますので、ご協力をお願いします。

【施設･設備の使用上の注意】… 施設内の居室や設備･器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、利用者に自己負担していただき、現状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いただく場合があります。

１３．虐待防止について

当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底に努めます。

１４．身体拘束について

当施設においては、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わないよう務めます。但し、利用者または、他の利用者等の生命・身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、利用者又は、ご家族に十分な説明を行い、同意の上、安全確保等の処置をとる場合があります。

１５．事故発生時の対応・損害賠償について

当施設において発生したいかなる介護事故に対しても、適切な処置を行うとともに、速やかにご家族、保険者に対し連絡を行います。

なお、利用者に生じた介護事故については、故意･重過失が認められる場合に限り事業者がその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、事業者に故意又は重過失が認められる場合を除き、損害賠償責任を負いません。

１６．非常災害対策

火災その他を予防し、かつ災害の発生に際して消火救護避難その他被害を最小にとどめるための組織設備及び訓練について、定期的避難搬出等の必要な訓練を実施します。

１７．業務継続計画の策定

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

１８．衛生管理等

当施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。

当施設は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう措置を講じます。

１９．個人情報に関する基本方針

社会福祉法人 凌雲堂（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

（1） 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。

② 個人情報の取得･利用･第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。

③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

（2） 個人情報の安全性確保の措置

① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。

② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

（3） 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 0985-48-3261）までお問い合わせください。

（4） 苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

２０．個人情報の利用目的

社会福祉法人凌雲堂 認知症高齢者グループホーム悠悠では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

（1） 施設内部での利用目的

① 施設が利用者等に提供する介護サービス

② 介護保険事務

③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの

- 入退所等の管理
- 公租公課等の充当、会計・経理・請求のための事務
- 介護事故、緊急時等の報告
- 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- 行政機関から派遣される介護相談員へ来園時、利用者の福祉向上のための情報提供
- 利用者の取違を防止する為居室に利用者のお名前を掲示
- 利用者が快適に過ごしていただくための工夫として行事等の写真掲載

(2)他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

- 居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
- その他の業務委託
- 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ご家族等への心身の状況説明

② 介護保険事務のうち

- 保険事務の委託（一部委託含む）
- 審査支払い機関へのレセプトの提出

・　審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

③　損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

(1)施設内部での利用に係る利用目的

①　施設の管理運営業務のうち次のもの

・　介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料

・　施設等において行われる学生等の実習への協力

(2)他の事業者等への情報提供に係る利用目的

①　施設の管理運営業務のうち

・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

２１．その他

当施設の概要については、パンフレットも用意しておりますので職員にご請求ください。